

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
266	<p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 災害__伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識</p>	<p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 災害<u>用</u>伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識</p>	東日本電信電話(株)修正
269 271	<p>第9節 防災訓練の実施</p> <p>4 個別防災訓練 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地方連絡本部単位の地震防災応急訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の地域県民センター管内において、市町村と地方連絡本部間の情報の収集伝達、避難<u>勧告</u>の実施、また消防団等による消防相互応援等を含む訓練 	<p>第9節 防災訓練の実施</p> <p>4 個別防災訓練 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地方連絡本部単位の地震防災応急訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の地域県民センター管内において、市町村と地方連絡本部間の情報の収集伝達、避難<u>指示</u>の実施、また消防団等による消防相互応援等を含む訓練 	災害対策基本法改正のため
272	<p>第10節 要配慮者対策の推進</p> <p>2 高齢者・障害者等の要配慮者対策 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 健常者に先駆けて、東海地震「注意情報」発表時や、市町村長の判断で出す「<u>避難準備(要配慮者避難)情報</u>」発表時に、要配慮者を先行して早期に避難する仕組みづくり__<u>図</u>のものとする。</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>第10節 要配慮者対策の推進</p> <p>2 高齢者・障害者等の要配慮者対策 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 健常者に先駆けて、東海地震「注意情報」発表時や、市町村長の判断で出す「<u>高齢者等避難</u>」発表時に、要配慮者を先行して早期に避難する仕組みづくり<u>を</u>図るものとする。</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	災害対策基本法改正のため
276 281 287	<p>第3章 地震災害応急対策</p> <p>第2節 地震災害情報の収集伝達</p> <p>4 勤務時間外の大規模地震発生時の初動体制</p>	<p>第3章 地震災害応急対策</p> <p>第2節 地震災害情報の収集伝達</p> <p>4 勤務時間外の大規模地震発生時の初動体制</p>	

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

287	<p style="text-align: center;">発災直後の情報の収集・伝達フローシート</p>	<p style="text-align: center;">発災直後の情報の収集・伝達フローシート</p>	災害対策基本法改正のため
291	<p>第5節 避難活動</p> <p>1 避難の勧告又は指示</p> <p>地震の発生により危険が切迫し、緊急に安全な場所に避難させる必要があると認められるときは、市町村等は予め定めた計画に基づき、地域住民等に対して避難の勧告又は指示を行うものとする。</p> <p>(1) 市町村長</p> <p>市町村長は、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、</p>	<p>第5節 避難活動</p> <p>1 避難の_____指示</p> <p>地震の発生により危険が切迫し、緊急に安全な場所に避難させる必要があると認められるときは、市町村等は予め定めた計画に基づき、地域住民等に対して避難の_____指示を行うものとする。</p> <p>(1) 市町村長</p> <p>市町村長は、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、</p>	災害対策基本法改正のため

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
291	<p>危険地域の住民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。</p> <p>(2) 知 事 知事は、市町村長が避難の勧告又は指示の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、代行して避難の指示を行う。(災害対策基本法第 60 条第 6 条)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 避難の勧告、指示の内容 避難の勧告、指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の勧告、指示を行う。 ア 避難対象地域 イ 避難先 ウ 避難経路 エ 避難の勧告又は指示の理由 オ その他必要な事項</p> <p>4 避難措置の周知 (1) 住民への周知 避難の勧告を指示した者又は機関は、同報無線、有線電話、広報車等で当該地域の住民に速やかにその内容の周知徹底を図る。 また、報告を受けた県等の機関は、報道機関への放送要請等も含め、住民への周知を徹底する。 なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。</p>	<p>危険地域の住民に対して速やかに避難の_____指示を行う。</p> <p>(2) 知 事 知事は、市町村長が避難の_____指示の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、代行して避難の指示を行う。(災害対策基本法第 60 条第 6 条)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 避難の_____指示の内容 避難の_____指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の_____指示を行う。 ア 避難対象地域 イ 避難先 ウ 避難経路 エ 避難の_____指示の理由 オ その他必要な事項</p> <p>4 避難措置の周知 (1) 住民への周知 避難の指示を指示した者又は機関は、同報無線、有線電話、広報車等で当該地域の住民に速やかにその内容の周知徹底を図る。 また、報告を受けた県等の機関は、報道機関への放送要請等も含め、住民への周知を徹底する。 なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p> <p>災害対策基本法改正のため</p> <p>災害対策基本法改正のため</p>
292	<p>(2) 関係機関への通知 避難の勧告を行った者は、次のルートで必要な事項を報告又は通知する。 ア、イ (略)</p>	<p>(2) 関係機関への通知 避難の指示を行った者は、次のルートで必要な事項を報告又は通知する。 ア、イ (略)</p>	
294	第6節 緊急輸送対策	第6節 緊急輸送対策	
297	6 緊急輸送車両等の確保	6 緊急輸送車両等の確保	

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

297 (1) (略)
 (2) 関東運輸局山梨運輸支局
 県、市町村及び防災関係機関からの要請に対し、運送事業者等と連絡調整して輸送の斡旋を行う。

(1) (略)
 (2) 関東運輸局山梨運輸支局
 県、市町村及び防災関係機関からの要請に対し、運送事業者等と連絡調整して輸送の斡旋を行う。

山梨県緊急輸送道路指定路線一覧表(計画延長含まず)

山梨県緊急輸送道路指定路線一覧表(計画延長含まず)

(第一次緊急輸送道路)

(第一次緊急輸送道路)

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
高速自動車国道	-	中央自動車道西宮線	県内全線	100.3
	-	中央自動車道富士吉田線	県内全線	44.6
	-	中部横断自動車道	県内全線	49.4
その他有料道路		東富士五湖道路	県内全線	13.8
一般国道 (指定区間)	20	国道20号	神奈川県境～長野県境	100.38
	52	国道52号	国道20号交点(甲斐市)～国道411号交点(甲府市) 静岡県境～国道52号(甲西道路)交点(富士川町)	54.57
	52	国道52号(甲西道路)	国道52号交点(富士川町)～国道20号交点(甲斐市)	18.2
	138	国道138号	県内全線	14.2
	139	国道139号	静岡県境～国道138号交点(富士吉田市) 国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市)～国道20号交点(大月市)	42.5
	137	国道137号	国道138号交点(富士吉田市)～国道20号交点(笹吹市)	25.8
	139	国道139号	国道138号交点(富士吉田市)～国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市) 国道137号交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市) 国道137号重用区間1.1km、国道138号交点(富士吉田市)～国道139号金鳥居交差点(富士吉田市)	6.0
	140	国道140号	埼玉県境～国道52号交点(富士川町) 国道20号重用区間0.5km、国道20号向町二交差点(甲府市)～国道20号上阿原交差点(甲府市)	53.0
	141	国道141号	県内全線	33.4
	358	国道358号	全線	28.0
411	国道411号	東京都境～国道52号交点(甲府市)	63.3	
413	国道413号	県内全線 国道138号重用区間11.4km、国道137号交点(富士吉田市) ～国道138号旭日丘交差点(山中湖村)	32.8	
主要地方道	6	甲府韭崎線	国道52号交点(甲府市)～甲府駅前(甲府市)	0.5
一般県道	717	山中湖忍野富士吉田線	国道139号交点(富士吉田市)～富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	1.1
市町村道	-	富士吉田市道 新倉南線	国道137号交点(富士吉田市)～富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	0.9
	-	富士吉田市道 中央通り線	富士吉田市道 新倉南線交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市)	0.8
計	20路線			683.6

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
高速自動車国道	-	中央自動車道西宮線	県内全線	100.3
	-	中央自動車道富士吉田線	県内全線	44.6
	-	中部横断自動車道	県内全線	62.9
その他有料道路		東富士五湖道路	県内全線	13.8
一般国道 (指定区間)	20	国道20号	神奈川県境～長野県境	100.38
	52	国道52号	国道20号交点(甲斐市)～国道411号交点(甲府市) 静岡県境～国道52号(甲西道路)交点(富士川町)	54.57
	52	国道52号(甲西道路)	国道52号交点(富士川町)～国道20号交点(甲斐市)	18.2
	138	国道138号	県内全線	14.2
	139	国道139号	静岡県境～国道138号交点(富士吉田市) 国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市)～国道20号交点(大月市)	42.5
	137	国道137号	国道138号交点(富士吉田市)～国道20号交点(笹吹市)	25.8
一般国道 (指定区間外)	139	国道139号	国道138号交点(富士吉田市)～国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市) 国道137号交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市) 国道137号重用区間1.1km、国道138号交点(富士吉田市)～国道139号金鳥居交差点(富士吉田市)	6.0
140	国道140号	埼玉県境～国道52号交点(富士川町) 国道20号重用区間0.5km、国道20号向町二交差点(甲府市)～国道20号上阿原交差点(甲府市)	53.0	
141	国道141号	県内全線	33.4	
358	国道358号	全線	28.0	
411	国道411号	東京都境～国道52号交点(甲府市)	63.3	
413	国道413号	県内全線 国道138号重用区間11.4km、国道137号交点(富士吉田市) ～国道138号旭日丘交差点(山中湖村)	32.8	
主要地方道	6	甲府韭崎線	国道52号交点(甲府市)～甲府駅前(甲府市)	0.5
一般県道	717	山中湖忍野富士吉田線	国道139号交点(富士吉田市)～富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	1.1
市町村道	-	富士吉田市道 新倉南線	国道137号交点(富士吉田市)～富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	0.9
	-	富士吉田市道 中央通り線	富士吉田市道 新倉南線交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市)	0.8
計	20路線			683.6

道路管理
課修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
301	<p>第7節 生活関係施設の応急対策</p> <p>2 応急仮設住宅建設</p> <p>大規模な地震が発生したとき、震災後、災害対策本部の要請を受け、市町村、建設業者の協力を得て早急に応急仮設住宅を建設する。</p> <p>(1) 応急仮設住宅建設用地の確保</p> <p>災害発生時に於いて迅速に応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設用地を確保しておくことが必要である。</p> <p>このため、県と市町村との連携により、応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するための調査を実施する。</p> <p>(令和元年度応急仮設住宅建設用地調査)</p> <p>調査結果 27 市町村、<u>175</u> 箇所、応急仮設住宅 <u>13,124</u> 戸分の用地を確保</p> <p>※ 仮設住宅建設用地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が選定する土地 ・公園緑地及び広場 	<p>第7節 生活関係施設の応急対策</p> <p>2 応急仮設住宅建設</p> <p>大規模な地震が発生したとき、震災後、災害対策本部の要請を受け、市町村、建設業者の協力を得て早急に応急仮設住宅を建設する。</p> <p>(1) 応急仮設住宅建設用地の確保</p> <p>災害発生時に於いて迅速に応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設用地を確保しておくことが必要である。</p> <p>このため、県と市町村との連携により、応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するための調査を実施する。</p> <p>(令和2年度応急仮設住宅建設用地調査)</p> <p>調査結果 27 市町村、<u>174</u> 箇所、応急仮設住宅 <u>13,084</u> 戸分の用地を確保</p> <p>※ 仮設住宅建設用地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が選定する土地 ・公園緑地及び広場 	住宅対策 室修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

302	<p>(2) 仮設住宅の建設フロー</p>	<p>(2) 仮設住宅の建設フロー</p>	住宅対策 室修正
309	第4章 東海地震に関する事前対策計画	第4章 東海地震に関する事前対策計画	
310	第2節 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の対策体制及び活動	第2節 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の対策体制及び活動	
312	<p>2 市町村</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東海地震注意情報発表時の体制 ア～オ (略) カ 警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる地区(以下「事前</p>	<p>2 市町村</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東海地震注意情報発表時の体制 ア～オ (略) カ 警戒宣言発令時に避難_____指示の対象となる地区(以下「事前</p>	災害対策

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
312	<p>避難対象地区」という。)からの避難のための避難所の開設準備 キ、ク (略)</p> <p>(3) 警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の体制 ア (略)</p> <p>イ 市町村地震災害警戒本部の事務</p> <p>① 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達</p> <p>② 自主防災組織や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び 県への報告</p> <p>③ 避難の勧告又は指示</p> <p>④ 事前避難対象地区からの避難のための避難所の開設</p> <p>⑤ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難所の設置及び帰宅支援対策の 実施</p> <p>⑥ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への 指導</p> <p>⑦ 救急救助のための体制確保</p> <p>⑧ その他市町村管内での地震防災対策の実施</p> <p>(4) (略)</p>	<p>避難対象地区」という。)からの避難のための避難所の開設準備 キ、ク (略)</p> <p>(3) 警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の体制 ア (略)</p> <p>イ 市町村地震災害警戒本部の事務</p> <p>① 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達</p> <p>② 自主防災組織や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び 県への報告</p> <p>③ 避難の_____指示</p> <p>④ 事前避難対象地区からの避難のための避難所の開設</p> <p>⑤ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難所の設置及び帰宅支援対策の 実施</p> <p>⑥ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への 指導</p> <p>⑦ 救急救助のための体制確保</p> <p>⑧ その他市町村管内での地震防災対策の実施</p> <p>(4) (略)</p>	<p>基本法改 正のため</p> <p>災害対策 基本法改 正のため</p>
314	<p>第3節 情報の内容と伝達</p> <p>1 東海地震に関連する情報等の伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)情報の伝達及び通報 ア (略)</p>	<p>第3節 情報の内容と伝達</p> <p>1 東海地震に関連する情報等の伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)情報の伝達及び通報 ア (略)</p>	

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

<p>315</p> <p>イ 警戒宣言発令時の情報伝達</p>	<p>注1～注3 (略) (3) (略)</p>	<p>注1～注3 (略) (3) (略)</p>	<p>災害対策 基本法改 正のため</p>												
<p>316</p> <p>2 応急対策実施状況等の収集伝達</p> <p>(1) (略)</p>	<p>317</p> <p>(2) 収集、伝達の方法、内容等</p> <p>① 防災関係機関は、次の事項について警戒本部に報告する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">関係機関名</th> <th>報告事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東信越厚生局(国立病院)</td> <td>国立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数(公、私立病院は、市町村→福祉保健部→県警戒本部)</td> </tr> <tr> <td>関東財務局甲府財務事務所</td> <td>金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関)の営業(普通預金の払戻し)停止店舗数</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関名	報告事項	関東信越厚生局(国立病院)	国立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数(公、私立病院は、市町村→福祉保健部→県警戒本部)	関東財務局甲府財務事務所	金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関)の営業(普通預金の払戻し)停止店舗数	<p>(2) 収集、伝達の方法、内容等</p> <p>① 防災関係機関は、次の事項について警戒本部に報告する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">関係機関名</th> <th>報告事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東信越厚生局(国立病院)</td> <td>国立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数(公、私立病院は、市町村→福祉保健部→県警戒本部)</td> </tr> <tr> <td>関東財務局甲府財務事務所</td> <td>金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関)の営業(普通預金の払戻し)停止店舗数</td> </tr> </tbody> </table>	関係機関名	報告事項	関東信越厚生局(国立病院)	国立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数(公、私立病院は、市町村→福祉保健部→県警戒本部)	関東財務局甲府財務事務所	金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関)の営業(普通預金の払戻し)停止店舗数	<p>東日本電 信電話(株) 修正</p>
関係機関名	報告事項														
関東信越厚生局(国立病院)	国立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数(公、私立病院は、市町村→福祉保健部→県警戒本部)														
関東財務局甲府財務事務所	金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関)の営業(普通預金の払戻し)停止店舗数														
関係機関名	報告事項														
関東信越厚生局(国立病院)	国立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数(公、私立病院は、市町村→福祉保健部→県警戒本部)														
関東財務局甲府財務事務所	金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関)の営業(普通預金の払戻し)停止店舗数														

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
317	<p>(農協は、農務部→県警戒本部) (郵便局は、甲府中央郵便局→県警戒本部)</p> <p>関東農政局(山梨県拠点) 主要食糧の県内在庫状況</p> <p>関東運輸局山梨運輸支局 緊急輸送用車両確保数</p> <p>J R 運転を停止した列車本数、列車内及び駅構内に滞留している旅客数</p> <p>NTT東日本 山梨支店 利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況</p> <p>日本赤十字社山梨県支部 緊急出動できる救護医療班の数</p> <p>中日本高速道路(株)八王子支社 高速道路の交通規制の状況及び車両の走行状況</p> <p>山梨県道路公社 有料道路の交通規制の状況及び車両の走行状況</p> <p>日本通運山梨支店 緊急輸送車両の確保数</p> <p>山梨交通 運転を停止したバス台数及び営業所に滞留している旅客数</p> <p>富士急行 運転を停止した列車本数及びバス台数、列車内及び駅、営業所等に滞留している旅客数</p> <p>山梨県医師会 緊急出動できる救護医療班の数</p> <p>関東地方整備局甲府河川国道事務所 一級河川の堤防等の状況、一般国道の交通規制の状況及び車両の走行状況</p> <p>②その他の情報の収集 (略)</p>	<p>(農協は、農務部→県警戒本部) (郵便局は、甲府中央郵便局→県警戒本部)</p> <p>関東農政局(山梨県拠点) 主要食糧の県内在庫状況</p> <p>関東運輸局山梨運輸支局 緊急輸送用車両確保数</p> <p>J R 運転を停止した列車本数、列車内及び駅構内に滞留している旅客数</p> <p>東日本電信電話(株) 山梨支店 利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況</p> <p>日本赤十字社山梨県支部 緊急出動できる救護医療班の数</p> <p>中日本高速道路(株)八王子支社 高速道路の交通規制の状況及び車両の走行状況</p> <p>山梨県道路公社 有料道路の交通規制の状況及び車両の走行状況</p> <p>日本通運山梨支店 緊急輸送車両の確保数</p> <p>山梨交通 運転を停止したバス台数及び営業所に滞留している旅客数</p> <p>富士急行 運転を停止した列車本数及びバス台数、列車内及び駅、営業所等に滞留している旅客数</p> <p>山梨県医師会 緊急出動できる救護医療班の数</p> <p>関東地方整備局甲府河川国道事務所 一級河川の堤防等の状況、一般国道の交通規制の状況及び車両の走行状況</p> <p>②その他の情報の収集 (略)</p>	<p>東日本電信電話(株)修正</p>
318	<p>第4節 広報活動</p> <p>1 県の広報活動</p> <p>(1)広報体制</p> <p>県地震災害警戒本部(広報班・広聴広報課)において、強化地域内外の居住者等に対する的確な広報を行い、適切な対応を促すよう努めるもの</p>	<p>第4節 広報活動</p> <p>1 県の広報活動</p> <p>(1)広報体制</p> <p>県地震災害警戒本部(広報班・広聴広報グループ)において、強化地域内外の居住者等に対する的確な広報を行い、適切な対応を促すよう努め</p>	<p>広聴広報グループ</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
318	<p>とする。</p> <p>(2)広報内容 (略)</p> <p>(3)広報手段 報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、冊子など様々な広報手段により実施する。</p> <p>(4)報道機関との応援協力関係 (略)</p>	<p>るものとする。</p> <p>(2)広報内容 (略)</p> <p>(3)広報手段 報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、<u> </u>インターネット、SNSなど様々な広報手段により実施する。</p> <p>(4)報道機関との応援協力関係 (略)</p>	<p>修正</p> <p>広聴広報グループ 修正</p>
319	<p>第5節 避難活動</p> <p>1 避難勧告又は指示の基準等 (略)</p>	<p>第5節 避難活動</p> <p>1 避難<u> </u>指示の基準等 (略)</p>	<p>災害対策 基本法改 正のため</p>
320	<p>3 市町村が行う避難活動</p> <p>(1) 警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる「事前避難対象地区」は、概ね次の基準により予め市町村長が定める地区とする。 ア～ウ (略)</p> <p>(2) 事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、地区の範囲、指定避難所、要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物、避難路、車両による避難が行われる地域及び対象者及び避難の勧告と伝達方法その他必要な事項について周知徹底を図る。</p> <p>(3) 市町村長は、警戒宣言発令時に、事前避難対象地区に避難の勧告又は指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定をする。 また、市町村長は、自主防災組織に対し次の指導を行う。 ①～⑥ (略) (4)～(6) (略)</p> <p>第6節 県民生活防災応急活動</p>	<p>3 市町村が行う避難活動</p> <p>(1) 警戒宣言発令時に避難<u> </u>指示の対象となる「事前避難対象地区」は、概ね次の基準により予め市町村長が定める地区とする。 ア～ウ (略)</p> <p>(2) 事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、地区の範囲、指定避難所、要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物、避難路、車両による避難が行われる地域及び対象者及び避難の指示と伝達方法その他必要な事項について周知徹底を図る。</p> <p>(3) 市町村長は、警戒宣言発令時に、事前避難対象地区に避難の<u> </u>指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定をする。 また、市町村長は、自主防災組織に対し次の指導を行う。 ①～⑥ (略) (4)～(6) (略)</p> <p>第6節 県民生活防災応急活動</p>	<p>災害対策 基本法改 正のため</p> <p>災害対策 基本法改 正のため</p> <p>災害対策 基本法改 正のため</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
339	<p>気象庁の定義による活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した証拠がある、又は、活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、111の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。富士山も、<u>1707年に噴火記録(宝永噴火)があるので、活火山である。</u></p> <p>第3節 略 第4節 富士山の現況等 1 略 2 富士山の活動史</p> <p>(1) <u>富士山は、約30万年前から10万年前までに活動した“小御岳火山”、約10万年前から1万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、現在まで活動を続ける“新富士火山”に区分されている。なお、現在ではこの小御岳火山の下に“先小御岳火山”の存在が想定されている。“古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊(表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊)が発生した。</u> <u>“新富士火山”は、山頂火口及び側火口(山頂以外の山腹等の火口)からの溶岩流や火砕物(火山灰、火山礫などマグマが砕けた形で噴出されるもの)の噴出によって特徴づけられ、噴火口の位置や噴出物の種類等から5つの活動期(噴火ステージ)に分類できる。</u></p>	<p>気象庁の定義による活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した証拠がある、又は、活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、111の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。富士山は、<u>過去 5600年間の間に約 180回の噴火が確認されており、国内でも有数の活動的な活火山である。</u></p> <p>第3節 略 第4節 富士山の現況等 1 略 2 富士山の活動史</p> <p>(1) <u>火山はその一生の中で活動の特徴を変えることが多い。そこで、活動の特徴が類似する期間を「期」あるいは「ステージ」などとしてまとめることで、火山の噴火史の区分を行うことが一般的に行われる。このような噴火史の区分やその境界年代は、研究の進展によって変化しうる。</u> <u>最新の富士山の総合的調査結果である産業技術総合研究所地質調査総合センターの富士山地質図(第2版)(高田ほか、2016)では、現地調査で明らかになった富士火山噴出物の上下関係と多くの放射性炭素年代値を総合的に検討して、新しい富士山の噴火史を構築し、年代区分を行った。約 17,000年前頃に始まる溶岩大量流出を境に、それ以前を星山期(約 10万年前～約 17,000年前)、それ以後を富士宮期(約 17,000年前～約 8,000年前)と須走期(約 8,000年前以降)としている。須走期は、火山活動の低下を示す富士黒土層を形成した須走-a(約 8,000年前～約 5,600年前)、山頂及び山腹からの溶岩流出により今見られる円錐形の火山体が形成された須走-b(約 5,600年前～約 3,500年前)、山頂及び山腹での爆発的噴火が卓越した須走-c(約 3,500年前～約 2,300年前)及び山腹割れ目噴火が繰り返された須走-d(約 2,300年前以降)に分けられている。</u> <u>なお、宮地(1988)等で区分されていた古富士火山は「星山期」に新富士火山は「富士宮期」「須走期」にする。</u></p>	<p>火山防災対策室修正</p> <p>火山防災対策室修正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

340 ○ 新富士火山の主な噴火ステージ

宮地(1988)に基づく

噴火ステージ	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
ステージ 1	約 11,000 年前～ 約 8,000 年前	山頂と山腹等	多量の溶岩流の噴出量は、新富士火山全体の 8～9 割に及ぶ
ステージ 2	約 8,000 年前～ 約 4,500 年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんど無く、間欠的に比較的 <small>に</small> 小規模な火砕物噴火
ステージ 3	約 4,500 年前～ 約 3,200 年前	山頂と山腹等	小・中規模の火砕物噴火や溶岩流噴火
ステージ 4	約 3,200 年前～ 約 2,200 年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
ステージ 5	約 2,200 年前以降	山腹等	火砕物噴火と溶岩流噴火

小御岳火山の時代 — 約30万年前から10万年前。
現在の富士山よりやや北側に小御岳火山が誕生した。

古富士火山の時代 — 約10万年前に小御岳火山の中腹で古富士火山が噴火を開始。
爆発的な噴火を繰り返した。少なくとも4回の山体崩壊を発生させた。

新富士火山の時代 — 約1万年前、古富士火山を覆うように新富士火山(現在の富士山)が噴火を開始。
新富士火山は、玄武岩質の溶岩を多量に流し、約

○ 噴火年代区分

年代区分	時期	主な噴火口の位置	噴火の傾向
星山期	約 10 万年前 ～約 17,000 年前	二	爆発的噴火 複数回の山体崩壊※2
富士宮期	約 17,000 年前 ～約 8,000 年前	二	溶岩の大量流出
須走期	須走 -a 期 約 8,000 年前 ～約 5,600 年前	(静穏期)	小規模な火砕物の噴出 (富士黒土層※3の主要部分形成)
	須走 -b 期 約 5,600 年前 ～約 3,500 年前	山頂と山腹	溶岩の流出、火砕流の発生 (現在の円錐形の火山体の形成)
	須走 -c 期 約 3,500 年前 ～約 2,300 年前	山頂と山腹	爆発的噴火、火砕流の発生 山体崩壊※2
	須走 -d 期 約 2,300 年前 ～現在	山腹	溶岩の流出 爆発的噴火(宝永噴火)

※1 噴火年代区分の須走期等の名称は模式地の地名による。

※2 山体崩壊の発生の要因は複数あり、噴火によるものか否かは特定できていない。

※3 火山灰があまり降らなかったことにより、植物が茂りそれが腐ってできる黒土(腐植土)に富む地層。

火山防災
対策室修
正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

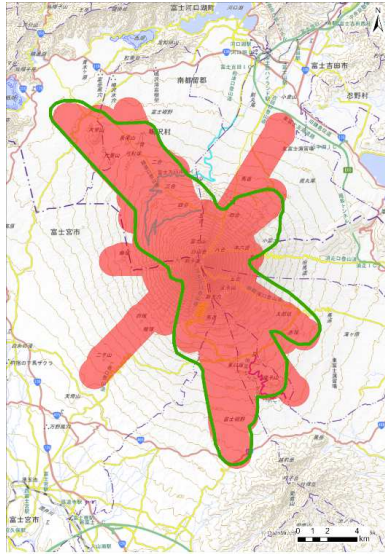
本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

340	<p style="text-align: center;"><u>1万年前～8千年前頃には、三島市や大月市付近まで到達する規模の大きな溶岩が流出した。</u></p> <p>(2) 富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂を中心に北西から南東方向に約100個の側火口がある。 有史後の主な噴火は、貞観6～7年(864～865年)の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永4年(1707年)の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸(東京都)にも大量の火山灰を降らせた。 以来300年、現在まで静かな状態が続いている。しかし、平成12年10月から12月、及び翌年4月から5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識されたところである。</p> <p>○ 富士山の主な災害の歴史 「郷土史年表」等による富士山の主な災害は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">800(延暦 19.4～)</td> <td>富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 (日本紀略)</td> </tr> <tr> <td>864(貞観 6.5.～)</td> <td>富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火)(三代実録)</td> </tr> <tr> <td>1083(永保 3.2.28)</td> <td>富士山大噴火 (扶桑略記)</td> </tr> <tr> <td><u>1435(永享 7.1.30)</u></td> <td><u>富士山に山炎が確認 (王代記)</u></td> </tr> <tr> <td><u>1559(永禄 2.2.)</u></td> <td><u>この月の申の日、富士の雪代出水し、田畑、集落を押し流す (妙法寺記)</u></td> </tr> </table>	800(延暦 19.4～)	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 (日本紀略)	864(貞観 6.5.～)	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火)(三代実録)	1083(永保 3.2.28)	富士山大噴火 (扶桑略記)	<u>1435(永享 7.1.30)</u>	<u>富士山に山炎が確認 (王代記)</u>	<u>1559(永禄 2.2.)</u>	<u>この月の申の日、富士の雪代出水し、田畑、集落を押し流す (妙法寺記)</u>	<p>(2) 富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂を中心に北西から南東方向に約100個の側火口がある。 有史後の主な噴火は、貞観6～8年(西暦864～866年)の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永4年(西暦1707年)の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸(東京都)にも大量の火山灰を降らせた。 以来 300年余、現在まで静かな状態が続いている。しかし、平成12年10月から12月、及び翌年4月から5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識されたところである。</p> <p>○ 富士山の主な災害の歴史 「郷土史年表」等による富士山の主な火山災害は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">800(延暦 19.4～)</td> <td>富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 (日本紀略)</td> </tr> <tr> <td>864(貞観 6.5.～)</td> <td>富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火)(三代実録)</td> </tr> <tr> <td>1083(永保 3.2.28)</td> <td>富士山大噴火 (扶桑略記)</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </table>	800(延暦 19.4～)	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 (日本紀略)	864(貞観 6.5.～)	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火)(三代実録)	1083(永保 3.2.28)	富士山大噴火 (扶桑略記)	_____	_____	_____	_____	_____	_____	<p>火山防災対策室修正 火山防災対策室修正 火山防災対策室修正</p>
800(延暦 19.4～)	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 (日本紀略)																								
864(貞観 6.5.～)	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火)(三代実録)																								
1083(永保 3.2.28)	富士山大噴火 (扶桑略記)																								
<u>1435(永享 7.1.30)</u>	<u>富士山に山炎が確認 (王代記)</u>																								
<u>1559(永禄 2.2.)</u>	<u>この月の申の日、富士の雪代出水し、田畑、集落を押し流す (妙法寺記)</u>																								
800(延暦 19.4～)	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 (日本紀略)																								
864(貞観 6.5.～)	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火)(三代実録)																								
1083(永保 3.2.28)	富士山大噴火 (扶桑略記)																								
_____	_____																								
_____	_____																								
_____	_____																								

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
340	<p><u>1572(永亀 3.2.)</u></p> <p><u>上吉田村(現富士吉田市)、富士山雪代の災害を避け、全村古吉田から現在地に移り屋敷割りを行う(新地割付帳)</u></p> <p>1707(宝永 4.11.23) 未明から富士山大噴火、宝永山が出現する(宝永大噴火)</p> <p>1951(昭和 26.3.6) 富士山麓に大雪代発生し、忍野村50年来の大被害</p> <p>1954(昭和 29.11.27~28) 低気圧の通過により、富士山で大雪崩、死者15人</p> <p>1980(昭和 55.8.4) 富士山で大落石事故、死者12人</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>火山防災対策室修正</p>
341	<p>3 富士山における噴火の特徴</p> <p><u>“新富士火山”の噴火の主な特徴は、次のとおりである。</u></p> <p>(1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火、及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。</p> <p>(2) 山頂の火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では_____同一火口からの再度の噴火は<u>知られていない。</u></p> <p>(3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2<u>2</u>00年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。</p> <p>(4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも_____781年以降10回の噴火が確認されている。</p> <p>第5節 想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性</p> <p>1 想定火口範囲</p> <p><u>富士山ハザードマップ検討委員会報告書(平成16年6月)で示されたとおり、約3200年前以降に形成された火口の位置及びこれらの既存火口を</u></p>	<p>3 富士山における噴火の特徴</p> <p>_____噴火の主な特徴は、次のとおりである。</p> <p>(1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火、及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。</p> <p>(2) 山頂の火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では<u>近隣の火口からの噴火は認められるが、</u>同一火口からの再度の噴火は<u>確認されていない。</u></p> <p>(3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2<u>3</u>00年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。</p> <p>(4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも<u>西暦</u>781年以降10回の噴火が確認されている。</p> <p>第5節 想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性</p> <p>1 想定火口範囲</p> <p><u>富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書(令和3年3月)では、平成16年の富士山ハザードマップ作成以降に明らかになった火口に加え、</u></p>	<p>火山防災対策室修正</p> <p>火山防災対策室修正</p> <p>火山防災対策室修正</p> <p>火山防災対策室修正</p> <p>火山防災対策室修正</p> <p>火山防災対策室修正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
341	<p><u>山頂まで結んだ線から外側1kmの外周を結んだ領域を噴火する可能性のある範囲とし、噴火の可能性の高まりを示す火山の異常現象が観測された場合には、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある危険地域とする。</u></p> <p>2 想定される火山現象とその危険性 (1) 想定される前兆現象 ア～ウ 略 エ <u>噴気(ふんき)</u> <u>火山内部から噴出する気体で、通常大部分が水蒸気である</u></p>	<p><u>ハザードマップの対象とすべき富士山の噴火年代が変更になった約5600年から現在までの実績火口をもとに、噴火する可能性のある範囲である「想定火口範囲」を再設定した。「想定火口範囲」は既存火口と山頂まで結んだ線から外側1kmの外周を結んだ領域と山頂付近の伏在火口を考慮した範囲をあわせた範囲である。この「想定火口範囲」は噴火の可能性の高まりを示す火山の異常現象が観測された場合には、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある地域である。</u></p>  <p><u>上記の図、着色部分が平成16年富士山ハザードマップ想定火口範囲、実線部分が令和3年改定版富士山ハザードマップ想定火口範囲である。</u></p> <p>2 想定される火山現象とその危険性 (1) 想定される前兆現象 ア～ウ 略 エ <u>火山ガス(かざんがす)(噴気(ふんき)とも)</u> <u>火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が、マグマから分離</u></p>	<p>正</p> <p>火山防災 対策室修</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
341	<p><u>が、二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸ガスなどが含まれることもある。</u></p>	<p><u>し、火口や噴気孔から放出される気体成分である。大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。</u></p>	正
342	<p>(2) 火山災害事象の解説</p> <p>ア 溶岩流(ようがんりゅう)</p> <p><u>1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い速さである。</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>噴石(ふんせき)</u></p> <p><u>噴火時に火口から放り飛ばされる直径数センチ以上の岩片を噴石という。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2キロ以内は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるので危険である。なお、このような噴石のほか、小石や軽石は、風下では風に乗って遠く離れた地域にも到達することがある。1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10キロほど離れた場所で20センチ程度の軽石が到達し、さらに20キロ離れたところでも数センチの軽石が到達した。</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 融雪型火山泥流(ゆうせつがたかざんでいりゅう)</p> <p>雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。<u>おも</u>に谷底など低いところを流れ下るが、あふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。</p>	<p>(2) 火山災害事象の解説</p> <p>ア 溶岩流(ようがんりゅう)</p> <p><u>溶けた岩石が連続的に流れる現象で、富士山の溶岩流の温度は1,200度ぐらいと高温であり、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い速さである。</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>大きな噴石(ふんせき)</u></p> <p><u>気象庁では、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石を噴石と呼んでおり、防災上の観点から「大きな噴石」および「小さな噴石」に区分している。概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けず弾道を描いて飛散するものを「大きな噴石」と呼んでおり、その速度は時速100kmを超えとされている。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2キロ～4キロの範囲は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるので危険である。直径数cm程度の小さな噴石は、風の影響を受け遠く離れた地域にも到達することがある。西暦1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10キロほど離れた場所で20センチ程度の軽石が到達し、さらに20キロ離れたところでも数センチの軽石が到達した。</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 融雪型火山泥流(ゆうせつがたかざんでいりゅう)</p> <p>雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。<u>主</u>に谷底など低いところを流れ下るが、あふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。</p>	<p>火山防災 対策室修 正</p> <p>火山防災 対策室修 正</p> <p>火山防災 対策室修 正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
342	<p>カ 降灰後の降雨による土石流(こうはいごのこううによるどせきりゅう) 山の斜面に<u>厚く</u>積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象である。特に、厚さ10センチメートル以上積もる地域では、何回も土石流が起こる可能性が高くなる。人が走るより速く流れるので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。</p> <p>キ 岩屑なだれ(がんせつなだれ) 山の一部が崩れて大きなかたまりとなって、雪崩のように高速で流れてくる。富士山では、約2900年前に御殿場方面に崩れたことや、さらに<u>昔</u>にも複数回<u>あった</u>可能性がある<u>との記録がある</u>。広域に被害が及ぶので、山体の急激な膨張や山体に亀裂が発生するなど顕著な変化が観測された場合には、早めの避難が必要となる。</p> <p><u>ク 雪泥流(せつでいりゅう)</u> <u>雪代(ゆきしろ)・スラッシュ雪崩(なだれ)ともいい、融雪期の降雨、急激な気温上昇等により融雪が進むことによる流水が引き金となり、雪や土砂が混じって流下する現象である。富士山では、中世や江戸時代には麓の村をおそった大規模な雪代があったことが古文書に記録されている。</u></p> <p><u>ケ 水蒸気爆発(すいじょうきばくはつ)</u> 熱せられた地下水が水蒸気となり爆発する現象で、溶岩流が湿地帯や湖に流入すると、小規模な水蒸気爆発が起こることがある。この場合、爆発の発生場所近くでは噴石や爆風の危険があるので注意が必要となる。</p>	<p>カ 降灰後の降雨による土石流(こうはいごのこううによるどせきりゅう) 山の斜面に<u> </u>積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象である。特に、厚さ10センチメートル以上積もる地域では、何回も土石流が起こる可能性が高くなる。人が走るより速く流れるので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。</p> <p>キ 岩屑なだれ(がんせつなだれ) 山の一部が崩れて大きなかたまりとなって、雪崩のように高速で流れる<u>現象である</u>。富士山では、約2900年前に御殿場方面に崩れたことや、さらに<u>それ以前</u>にも複数回<u>発生していた</u>可能性がある<u> </u>。広域に被害が及ぶので、山体の急激な膨張や山体に亀裂が発生するなど顕著な変化が観測された場合には、早めの避難が必要となる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>ク 水蒸気爆発(すいじょうきばくはつ)</u> 熱せられた地下水が水蒸気となり爆発する現象で、溶岩流が湿地帯や湖に流入すると、小規模な水蒸気爆発が起こることがある。この場合、爆発の発生場所近くでは噴石や爆風の危険があるので注意が必要となる。</p>	<p>火山防災 対策室修 正</p> <p>火山防災 対策室修 正</p> <p>火山防災 対策室修 正</p>
343	<p><u>コ</u> 火山ガス(かざんがす) 火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が<u>気体となって噴き出す現象</u>で、大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。</p> <p><u>サ</u> 空振(くうしん) 噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接の影響はないが、規模が大きい場合には、窓ガラスなどが割れることも</p>	<p><u>ケ</u> 火山ガス(かざんがす) 火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分<u> </u>で、大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。</p> <p><u>コ</u> 空振(くうしん) 噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接の影響はないが、規模が大きい場合には、窓ガラスなどが割れることも</p>	<p>火山防災 対策室修 正</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
343	<p>あるので注意が必要である。</p> <p>シ 洪水氾らん(こうずいはんらん)</p> <p>川の上流に火山灰がたくさん積もると、支流や溪流などからの土砂流入によって下流に流されてきて川底にたまることによって、本流の河床が上昇して洪水を起こす現象である。宝永の噴火後には、神奈川県<small>の酒匂川</small>などで繰り返し被害があった。川沿いでは注意が必要である。</p> <p>ス 津波(つなみ)</p> <p>山体が崩壊し、その崩壊土砂が水域に突入することによって津波が発生する。富士山で発生した実績は確認されていないが、他の火山では事例もあるため、湖等の周辺では津波に対しては必要に応じて警戒する必要がある。</p>	<p>あるので注意が必要である。</p> <p>サ 洪水氾らん(こうずいはんらん)</p> <p>川の上流に火山灰がたくさん積もると、支流や溪流などからの土砂流入によって下流に流されてきて川底にたまることによって、本流の河床が上昇して洪水を起こす現象である。宝永の噴火後には、神奈川県<small>の酒匂川</small>などで繰り返し被害があった。川沿いでは注意が必要である。</p> <p>シ 津波(つなみ)</p> <p>山体が崩壊し、その崩壊土砂が水域に突入することによって津波が発生する。富士山で発生した実績は確認されていないが、他の火山では事例もあるため、湖等の周辺では津波に対しては必要に応じて警戒する必要がある。</p>	
344	<p>第6節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準</p> <p>1 噴火警報・火山情報等の種類</p> <p>(3) 噴火警戒レベル</p>	<p>第6節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準</p> <p>1 噴火警報・火山情報等の種類</p> <p>(3) 噴火警戒レベル</p>	
344	<p>※噴火の規模の区分は、噴出量により2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。</p>	<p>※噴火の規模の区分は、噴出量により2～13億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。</p>	火山防災対策室修正
347	<p>第7節 避難計画</p>	<p>第7節 避難計画</p>	
348	<p>2 対象とする火山現象、影響想定範囲及び避難対象エリア</p> <p>(1) 対象とする火山現象</p> <p>ア 火口形成</p> <p>イ 火砕流・火砕サージ</p> <p>ウ <u> </u>噴石</p> <p>エ 溶岩流</p> <p>オ 融雪型火山泥流</p> <p>カ 降灰<u> </u></p> <p>キ 降灰後の降雨による土石流</p> <p>(2) 各火山現象の影響想定範囲</p> <p>富士山ハザードマップ検討委員会報告書<u> </u>及び広域避難</p>	<p>2 対象とする火山現象、影響想定範囲及び避難対象エリア</p> <p>(1) 対象とする火山現象</p> <p>ア 火口形成</p> <p>イ 火砕流・火砕サージ</p> <p>ウ 大きな噴石</p> <p>エ 溶岩流</p> <p>オ 融雪型火山泥流</p> <p>カ 降灰・小さな噴石</p> <p>キ 降灰後の降雨による土石流</p> <p>(2) 各火山現象の影響想定範囲</p> <p>富士山ハザードマップ検討委員会報告書(平成16年6月)及び広域避難</p>	火山防災対策室修正

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

348 計画で示された範囲とし、その影響想定範囲を図1から図5に示す。

354 4 広域避難に係る基本事項

- (1) (略)
- (2) 広域避難先の調整
 - ア (略)

イ 避難実施市町村は、県から示された受入市町村に基づき、受入避難所を決定する。この際、受入市町村に一時集結地を設け避難者を一旦集合させ、受入避難所の細部についての指示を行う等、避難の混乱を防ぐものとする。(図6)

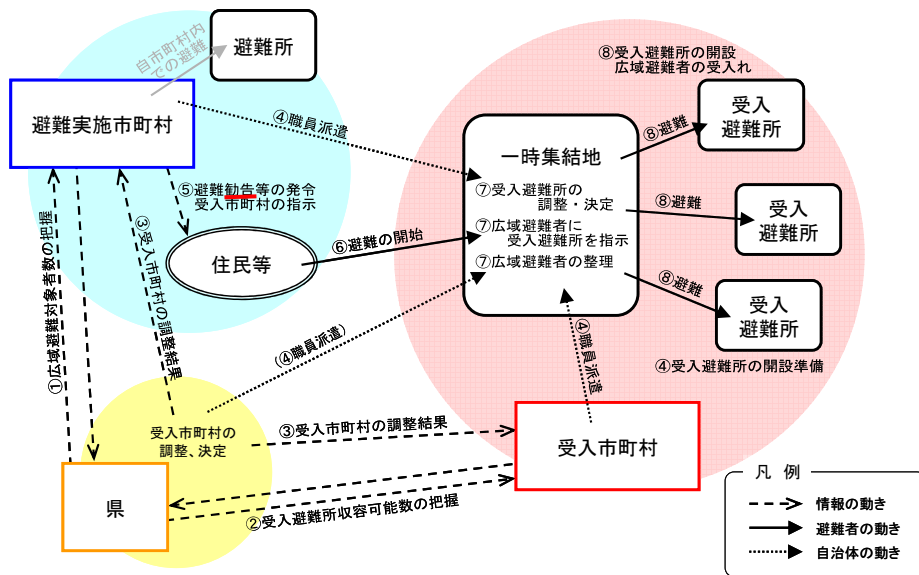


図6 広域避難の受入調整フロー図

- ウ (略)
- (3) (略)

356 第2章 災害予防計画
第1節 火山防災対策の検討体制の整備

計画で示された範囲とし、その影響想定範囲を図1から図5に示す。

4 広域避難に係る基本事項

- (1) (略)
- (2) 広域避難先の調整
 - ア (略)

イ 避難実施市町村は、県から示された受入市町村に基づき、受入避難所を決定する。この際、受入市町村に一時集結地を設け避難者を一旦集合させ、受入避難所の細部についての指示を行う等、避難の混乱を防ぐものとする。(図6)

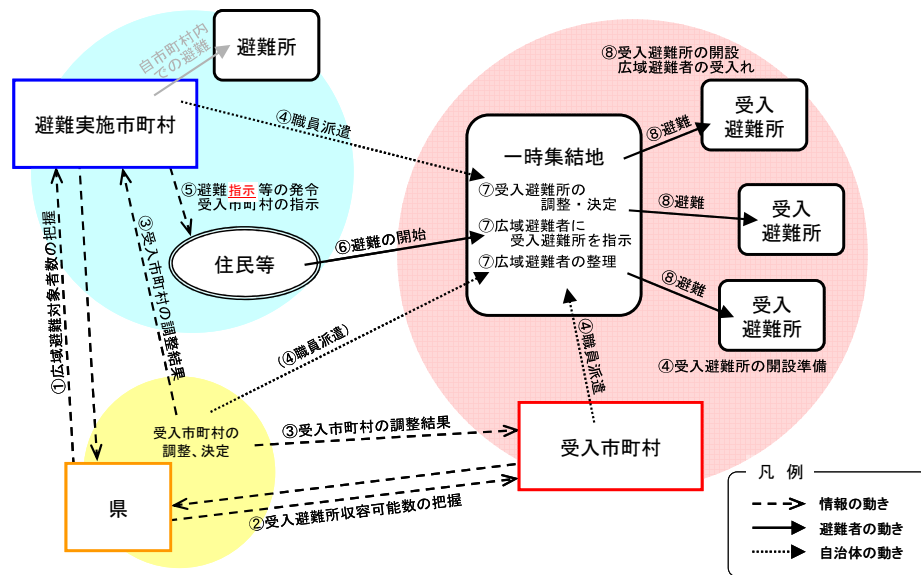


図6 広域避難の受入調整フロー図

- ウ (略)
- (3) (略)

第2章 災害予防計画
第1節 火山防災対策の検討体制の整備

正

災害対策
基本法改
正のため

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
359	<p>協議会内で共有すべき情報(気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町村の発令する避難勧告等)は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。</p> <p>噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会(会議)を招集し、報告内容について検討を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>協議会内で共有すべき情報(気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町村の発令する避難指示等)は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。</p> <p>噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会(会議)を招集し、報告内容について検討を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p>
360	<p>3 避難に係る情報伝達体制</p> <p>(1) 富士山周辺市町村は、避難勧告等の避難に関する情報が的確に伝達できるように防災行政無線、有線放送、広報車によるほか、自主防災組織、報道関係、警察、消防機関等と連携した多様な伝達体制の整備を図るとともに、訓練等を通じて、協力体制の強化に努める。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>3 避難に係る情報伝達体制</p> <p>(1) 富士山周辺市町村は、避難指示等の避難に関する情報が的確に伝達できるように防災行政無線、有線放送、広報車によるほか、自主防災組織、報道関係、警察、消防機関等と連携した多様な伝達体制の整備を図るとともに、訓練等を通じて、協力体制の強化に努める。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p>
361	<p>第8節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育</p> <p>8 普及・教育内容</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識</p> <p>(7)、(8) (略)</p>	<p>第8節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育</p> <p>8 普及・教育内容</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識</p> <p>(7)、(8) (略)</p>	<p>東日本電信電話(株)修正</p>
367	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p>	
368	<p>4 県の体制</p> <p>(1) 県は、気象庁が「火山の状況に関する解説情報」及び「富士山の火山活動解説資料」等を発表し、協議会が定める噴火警戒レベル1(情報収集体制)</p>	<p>4 県の体制</p> <p>(1) 県は、気象庁が「火山の状況に関する解説情報」及び「富士山の火山活動解説資料」等を発表し、協議会が定める噴火警戒レベル1(情報収集体制)</p>	

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

368 になった場合、情報収集を積極的に行い、噴火等の異常事態に備える。
 (2) 県は、噴火警戒レベル3が発表された場合又は**防災危機管理監**が必要と認めた場合には、噴火時の初動体制を迅速に行うため災害警戒本部を設置する。噴火警戒レベル4・5の発表又は噴火が確認された場合又は知事が必要と認めた場合には、その所掌事務に係わる災害応急対策を実施するため、災害対策本部を設置する。

369

噴火警戒レベル	山梨県 (本庁)	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）
レベル1 <u>(活火山であることに留意（情報収集体制））</u>	・事前配備体制 (情報収集体制)	・事前配備体制 (情報収集体制)
レベル2 (引き下げ時)	・事前配備体制 (情報収集体制)	・事前配備体制 (情報収集体制)
レベル3	・災害警戒本部配備設置体制 警戒本部長： 防災危機管理監 配備班：統括班、情報班、通信班、 広報班、航空調整班、県民相談班	・災害警戒本部配備設置体制
レベル4 レベル5 噴火開始時	・災害対策本部配備設置体制 本部長：知事 副本部長：副知事及び総務部長、 県警本部長 構成員：各部長及び 防災危機管理監 （統括部長）	・地方連絡本部配備設置体制 本部長：地域県民センター所長 構成員：地域県民センター次長、 出先機関

370 第4節 情報の伝達・収集・広報

372 3 避難に関する情報伝達

- (1) 富士山周辺市町村の長は、避難準備情報、避難**勧告又は**指示に加え、車両の使用の可否など避難の手段等を、防災行政無線、有線電話、広報車等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。
- (2) (略)
- (3) 富士山周辺市町村の長は、避難**勧告又は**指示等を行った場合には、地元観光協会、関連する観光事業者に伝達し、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかける。

になった場合、情報収集を積極的に行い、噴火等の異常事態に備える。
 (2) 県は、噴火警戒レベル3が発表された場合又は**防災局長**が必要と認めた場合には、噴火時の初動体制を迅速に行うため災害警戒本部を設置する。噴火警戒レベル4・5の発表又は噴火が確認された場合又は知事が必要と認めた場合には、その所掌事務に係わる災害応急対策を実施するため、災害対策本部を設置する。

噴火警戒レベル	山梨県 (本庁)	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）
レベル1 <u>(情報収集体制)</u>	・事前配備体制 (情報収集体制)	・事前配備体制 (情報収集体制)
レベル2 (引き下げ時)	・事前配備体制 (情報収集体制)	・事前配備体制 (情報収集体制)
レベル3	・災害警戒本部配備設置体制 警戒本部長： 防災局長 配備班：統括班、情報班、通信班、 広報班、航空調整班、県民相談班	・災害警戒本部配備設置体制
レベル4 レベル5 噴火開始時	・災害対策本部配備設置体制 本部長：知事 副本部長：副知事及び総務部長、 県警本部長 構成員：各部長及び 防災局長 （統括部長）	・地方連絡本部配備設置体制 本部長：地域県民センター所長 構成員：地域県民センター次長、 出先機関

第4節 情報の伝達・収集・広報

3 避難に関する情報伝達

- (1) 富士山周辺市町村の長は、避難準備情報、避難_____指示に加え、車両の使用の可否など避難の手段等を、防災行政無線、有線電話、広報車等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。
- (2) (略)
- (3) 富士山周辺市町村の長は、避難_____指示等を行った場合には、地元観光協会、関連する観光事業者に伝達し、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかける。

火山防災
対策室修
正

火山防災
対策室修
正

災害対策
基本法改
正のため

災害対策
基本法改
正のため

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
373	<p>第5節 避難行動</p> <p>2 避難勧告又は指示等</p> <p>(1) 富士山周辺市町村の長</p> <p>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、あらかじめ定められた計画に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに避難準備情報、避難勧告又は指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を知事に報告する。</p> <p>(2) 知事</p> <p>富士山周辺市町村の長が避難準備情報、避難勧告又は指示の全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、富士山周辺市町村の長に代行して避難の勧告又は指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>3 避難勧告又は指示等の内容</p> <p>避難準備情報、避難勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。なお、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して、行うことができる。</p> <p>(1) 避難対象範囲</p> <p>(2) 避難先</p> <p>(3) 避難経路</p> <p>(4) 避難準備情報、避難勧告又は指示の理由</p> <p>(5) その他の必要な事項</p>	<p>第5節 避難行動</p> <p>2 避難_____指示等</p> <p>(1) 富士山周辺市町村の長</p> <p>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、あらかじめ定められた計画に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに避難準備情報、避難_____指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を知事に報告する。</p> <p>(2) 知事</p> <p>富士山周辺市町村の長が避難準備情報、避難_____指示の全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、富士山周辺市町村の長に代行して避難の_____指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>3 避難_____指示等の内容</p> <p>避難準備情報、避難_____指示は、次の内容を明示して行う。なお、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して、行うことができる。</p> <p>(1) 避難対象範囲</p> <p>(2) 避難先</p> <p>(3) 避難経路</p> <p>(4) 避難準備情報、避難_____指示の理由</p> <p>(5) その他の必要な事項</p>	<p>災害対策 基本法改 正のため</p> <p>災害対策 基本法改 正のため</p> <p>災害対策 基本法改 正のため</p>
374	<p>5 住民等の避難準備・避難行動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住民等は、避難勧告又は指示があった場合、原則として、自主防</p>	<p>5 住民等の避難準備・避難行動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住民等は、避難_____指示があった場合、原則として、自主防</p>	<p>災害対策</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新	改正理由
374	<p>災組織があらかじめ選定した一次避難地に集合し協力して安否確認等を行うものとする。登山者・入山者は、入山規制が行われた場合には、速やかに下山する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>災組織があらかじめ選定した一次避難地に集合し協力して安否確認等を行うものとする。登山者・入山者は、入山規制が行われた場合には、速やかに下山する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>基本法改正のため</p>
374	<p>6 住民等が実施する自衛措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者等(介護者を含む)、特に避難行動に時間を要する者は、避難 勧告又は 指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、富士山周辺市町村の長から避難準備情報の発令があった場合には、早期の避難を行う。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>6 住民等が実施する自衛措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者等(介護者を含む)、特に避難行動に時間を要する者は、避難 _____ 指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、富士山周辺市町村の長から避難準備情報の発令があった場合には、早期の避難を行う。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p>
377	<p>第11節 降灰対策</p> <p>1 気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは県内に降灰があったときは、県及び降灰があった市町村は、互いに協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方气象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。</p>	<p>第11節 降灰対策</p> <p>1 気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、又は県内に降灰があったときは、県及び降灰があった市町村は、互いに協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方气象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。</p>	<p>火山防災対策室修正</p>